



施設サービスの種類

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。心身の状態や介護の必要性などで下記の種類に分かれています。入所を希望する際は、各施設に直接申し込みをします。

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設で、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供します。

●1日につき

()内は利用者負担

	個室(ユニット型)	個室(従来型)	多床室
要介護 3	8,150(815)円	7,320(732)円	7,320(732)円
要介護 4	8,860(886)円	8,020(802)円	8,020(802)円
要介護 5	9,550(955)円	8,710(871)円	8,710(871)円

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※原則要介護 3 以上の方が対象。要支援の方は利用できません。

【介護老人保健施設(老人保健施設)】

医学的管理の下における介護、看護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、在宅復帰を支援する施設です。

●1日につき

()内は利用者負担

	個室(ユニット型)	個室(従来型)	多床室
要介護 1	8,020(802)円	7,170(717)円	7,930(793)円
要介護 2	8,480(848)円	7,630(763)円	8,430(843)円
要介護 3	9,130(913)円	8,280(828)円	9,080(908)円
要介護 4	9,680(968)円	8,830(883)円	9,610(961)円
要介護 5	10,180(1,018)円	9,320(932)円	10,120(1,012)円

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※要支援の方は利用できません。

【介護医療院】

長期にわたる療養を必要とする利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練などを提供する施設です。

●1日につき

()内は利用者負担

	個室(ユニット型)	個室(従来型)	多床室
要介護 1	8,500(850)円	7,210(721)円	8,330(833)円
要介護 2	9,600(960)円	8,320(832)円	9,430(943)円
要介護 3	11,990(1,199)円	10,700(1,070)円	11,820(1,182)円
要介護 4	13,000(1,300)円	11,720(1,172)円	12,830(1,283)円
要介護 5	13,920(1,392)円	12,630(1,263)円	13,750(1,375)円

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※要支援の方は利用できません。

施設サービスの費用

施設及び短期入所生活(療養)介護サービスの
居住費(滞在費)と食費

介護保険施設に入所した場合や、短期入所生活(療養)介護サービスを利用した場合は、①サービス費用の自己負担分 ②居住費(滞在費) ③食費 ④日常生活費が利用者の負担となります。



実際に負担する額は、施設との契約によって決まり、施設によって異なる場合があります。そのうち、居住費(滞在費)、食費は以下の取扱いになっています。

基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

■ 居住費・食費の基準費用額<1日につき>

居 室 区 分				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は () 内の金額になります。

※居室区分
・ユニット型個室…少人数ごとに共同リビングあり
・ユニット型個室的多床室…リビングがあるが、隣室と完全に仕切られていない
・従来型個室…リビングなし
・多床室…2名以上の相部屋



【居住費・食費の減額申請(負担限度額認定申請)】

- 低所得の方は施設利用が困難にならないように、申請により上記費用の減額を受けることができます。
- 減額の認定を受けるためには、「介護保険負担限度額認定申請書」を提出する必要があります。(年度ごと)
- ①本人と世帯が分かれている配偶者の所得も判定の対象となります。
②預貯金等が基準額以下の場合に対象となります。
- 認定の結果、下記の第1段階～第3段階②のいずれかに該当した場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、施設に提示してください。

利用者負担段階	課税状況等	預貯金等	居住費(滞在費)の限度額				食費の限度額
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 ※1(380円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市県民税非課税 課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 ※1(480円)	430円	390円 ※2(600円)
第3段階①	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※1(880円)	430円	650円 ※2(1,000円)
第3段階②	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※1(880円)	430円	1,360円 ※2(1,300円)
第4段階(非該当)	世帯員いずれかに市県民税が課税されている(別世帯の配偶者も含む)	施設が定めた金額					

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。
※1 ()内の金額は、老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所、又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。
※2 ()内の金額は、ショートステイを利用した場合の食費の限度額。